

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の記入例① 納期特例の承認申請

(令和5年6月から納期特例を開始する場合)

常滑市長殿 令和 年 月 日提出	(特別 給与 徴収 義務 者)	住所又は 所在地	常滑市飛香台3丁目3番地の5						指定番号	111111111				
		法人の名称及 び代表者氏名	株式会社 トコタン						電話番号	0569-35-0000 (内線)				
		担当者氏名							常滑 太郎					
法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	1
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての(承認) (取下げ) を申請します。 ※選択してください														
適用開始希望年月		令和 5 年 6 月分以降の納期 ●												
申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 ()内は臨時職員数 ※承認申請の場合のみ記入		令和 4 年 12 月: 8 人(1)	令和 5 年 3 月: 6 人(1)	令和 5 年 1 月: 7 人(1)	令和 5 年 4 月: 6 人(1)	令和 5 年 2 月: 6 人(1)	令和 5 年 5 月: 6 人(1)							
備考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実 がある場合はその理由等 若しくは、納期特例の取下げ理由等														

納期特例適用の開始月を記載してください

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が市内・市外あわせて常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取下げが必要です。

承認又は取下げを受けるには、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の記入例② 納期特例の取り下げ
 (令和5年6月から納期特例を取り下げる場合)

常滑市長殿 令和 年 月 日提出	(特別 給与 徴収 義務 者)	住所又は 所在地	常滑市飛香台3丁目3番地の5						指定番号	111111111			
		法人の名称及 び代表者氏名	株式会社 トコタン						電話番号	0569-35-0000 (内線)			
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての(<u>承認</u> ・ <u>取下げ</u>)を申請します。 ※選択してください													
適用開始希望年月	令和 5 年 6 月分以降の納期 ●												
申請日前6月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 ()内は臨時職員数 ※承認申請の場合のみ記入	令和 年 月: 人() 令和 年 月: 人() 令和 年 月: 人() 令和 年 月: 人() 令和 年 月: 人() 令和 年 月: 人()												
備考 市税の滞納、又は納入の遅延の事実 がある場合はその理由等 若しくは、納期特例の取下げ理由等	例) 従業員の人数が10名以上となり、特例適用の対象外となったため										取り下げの理由を 記載してください。		

納期特例について

特別徴収義務者は、その事業所等で給与の支払いを受ける者の人数が市内・市外あわせて常時10人未満である場合は、市長の承認を受けることで、徴収した特別徴収税額を、次のように年2回で納入することができます。

- ・ 6月分から11月分までの徴収税額 ⇒ 12月10日までに納入 (11月分の納入書をご利用ください)
- ・ 12月分から5月分までの徴収税額 ⇒ 6月10日までに納入 (5月分の納入書をご利用ください)

反対に、給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になる場合は、特例の取下げが必要です。

承認又は取下げを受けるには、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。